

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年4月26日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）及び高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和6年4月26日から施行する。

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第5号)・・・・・・・・・・・・・・・・	3
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20200715保局第1号)・・・・・・・・	4

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後					改正前										
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について					一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について										
	制定	20190606保局第3号	令和元年	6月14日		制定	20190606保局第3号	令和元年	6月14日						
	改正	20201102保局第1号	令和2年	11月4日		改正	20201102保局第1号	令和2年	11月4日						
		20210201保局第1号	令和3年	2月22日			20210201保局第1号	令和3年	2月22日						
		20210308保局第2号	令和3年	3月29日			20210308保局第2号	令和3年	3月29日						
		20210324保局第2号	令和3年	3月30日			20210324保局第2号	令和3年	3月30日						
		20231212保局第1号	令和5年	12月21日			20231212保局第1号	令和5年	12月21日						
		20240319保局第1号	令和6年	4月2日			20240319保局第1号	令和6年	4月2日						
		20240423保局第1号	令和6年	4月26日			20240319保局第1号	令和6年	4月2日						
別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準					別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準										
31. 防消火設備					31. 防消火設備										
[略]					[略]										
可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の各号の基準によるものとする。					可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の各号の基準によるものとする。										
1.～3. (略)					1.～3. (略)										
4. 防火設備の設置					4. 防火設備の設置										
4.1 (略)					4.1 (略)										
4.2 4.1 にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備を設置することを要しない。					4.2 4.1 にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備を設置することを要しない。										
(1)～(8) (略)					(1)～(8) (略)										
<u>(9) 一般則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドに係る蓄圧器のうち同条第2項第19号及び第20号並びに第21号（同項第19号及び第20号に係るものに限る。）の措置を追加して講じたもの</u>					(新設)										
<u>(10) 一般則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドに係る設備（蓄圧器を除く。）のうち同条第2項第19号及び第20号の規定を準用し、その措置を追加して講じたもの</u>					(新設)										
<u>(11) 一般則第7条の3第2項第4号の措置を追加して講じた同条第1項の圧縮水素スタンドに係る設備（蓄圧器を除く。）</u>					(新設)										
5.・6. (略)					5.・6. (略)										
59の3. 温度上昇を防止するための装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）					59の3. 温度上昇を防止するための装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）										
[略]					[略]										
移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置（以下「停車位置」という。）において、自動的に温度の上昇を防止するための装置（以下「温度上昇防止装置」という。）は1.の基準によるものとし、蓄圧器の温度上昇防止装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置は、2.の基準によるものとする。					移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置（以下「停車位置」という。）において、自動的に温度の上昇を防止するための装置（以下「温度上昇防止装置」という。）は1.の基準によるものとし、蓄圧器の温度上昇防止装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置は、2.の基準によるものとする。										
1. (略)					1. (略)										
2. 蓄圧器の温度上昇防止装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等防止措置					2. 蓄圧器の温度上昇防止装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等防止措置										
2.1～2.4 (略)					2.1～2.4 (略)										
a. 温度上昇防止措置の対象設備		圧縮水素スタンド		移動式圧縮水素スタンド			a. 温度上昇防止措置の対象設備		圧縮水素スタンド		移動式圧縮水素スタンド				
		複合構造の蓄圧器		左記以外の蓄圧器		複合構造の蓄圧器		複合構造の蓄圧器		左記以外の蓄圧器		複合構造の蓄圧器		左記以外の蓄圧器	
		(散水の方法等は 列又は		(散水の方法等は 列又は		(散水の方法等は 列又は		(散水の方法等は 列又は		(散水の方法等は 列又は		(散水の方法等は 列又は		(散水の方法等は 列又は	

		列の選択)	列の選択)		
		第7条の3第1項第15号 第7条の3第2項第36号	第7条の3第2項第19号、第20号		
b. 覆 い 又 は 屋 根 等	(略)				
	(略)				
1・2 (略)					

		列の選択)	列の選択)		
		第7条の3第1項第15号 第7条の3第2項第36号	第7条の3第2項第19号、第20号		
b. 覆 い 又 は 屋 根 等	(略)				
	(略)				
1・2 (略)					

コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第5号) 新旧対照表

(改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後	改正前
コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について	コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について
制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日 改定 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日 20240423保局第1号 令和6年 4月26日	制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日 改定 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日
別添 コンビナート等保安規則関係例示基準	別添 コンビナート等保安規則関係例示基準
37. 防 消 火 設 備	37. 防 消 火 設 備
[略]	[略]
可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備(特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。)は、次の基準によるものとする。	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備(特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。)は、次の基準によるものとする。
1.~3. [略]	1.~3. [略]
4. 防火設備の設置	4. 防火設備の設置
4.1・4.2 (略)	4.1・4.2 (略)
4.3 4.1 及び 4.2 の基準にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備(1)、(2)及び(3)にあつては、消火栓を除く。)を設置することを要しない。	4.3 4.1 及び 4.2 の基準にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備(1)、(2)及び(3)にあつては、消火栓を除く。)を設置することを要しない。
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)
<u>(9) コンビ則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドに係る蓄圧器のうち同条第2項第19号及び第20号並びに第21号(同項第19号及び第20号に係るものに限る。)の措置を追加して講じたもの</u>	(新設)
<u>(10) コンビ則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドに係る設備(蓄圧器を除く。)のうち同条第2項第19号及び第20号の規定を準用し、その措置を追加して講じたもの</u>	(新設)
<u>(11) コンビ則第7条の3第2項第4号の措置を追加して講じた同条第1項の圧縮水素スタンドに係る設備(蓄圧器を除く。)</u>	(新設)
5.・6. (略)	5.・6. (略)

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 20201022保局第1号 令和2年11月 9日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210224保局第1号 令和3年 3月 2日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20210407保局第2号 令和3年 4月23日 20210407保局第3号 令和3年 5月18日 21211020保局第1号 令和3年10月20日 20220720保局第2号 令和4年 8月 1日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日 20240423保局第1号 令和6年 4月26日	制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 20201022保局第1号 令和2年11月 9日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210224保局第1号 令和3年 3月 2日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20210407保局第2号 令和3年 4月23日 20210407保局第3号 令和3年 5月18日 21211020保局第1号 令和3年10月20日 20220720保局第2号 令和4年 8月 1日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日
<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>・高圧ガス保安法関係</p> <p>第13条関係</p> <p>本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。</p> <p>（イ）～（ニ） （略）</p> <p><u>（ホ） 在宅酸素療法における患者等が行う酸素吸入のための高圧ガスの製造（親容器から子容器への液化酸素の移充填）であって、一般財団法人医療関連サービス振興会による認定を受けた者等在宅酸素供給装置の保守点検事業者として医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の厚生労働省令で定める基準に適合している者による点検・指導を受けて実施されるもの</u></p> <p>（ヘ）・（ト） （略）</p>	<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>・高圧ガス保安法関係</p> <p>第13条関係</p> <p>本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。</p> <p>（イ）～（ニ） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（ホ）・（ヘ） （略）</p>
<p>（10）製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について</p> <p>第7条関係</p> <p>第3号は、圧力計の精度について規定しているものであり、「1年ごとに計量法第144条第1項の登録事業者が同法第135条第1項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第104条第2項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの」又は「計量法第72条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であって検定に合格した後1年以内にあるもの」と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の2分の1以内であることを規定している。なお、当該規定は、高圧ガス設備等に設置されている圧力計の精度確認の周期を意味するものではない。</p>	<p>（10）製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について</p> <p>第7条関係</p> <p>第3号は、圧力計の精度について規定しているものであり、「1年ごとに計量法第144条第1項の登録事業者が同法第135条第1項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第104条第2項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの」又は「計量法第72条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であって検定に合格した後1年以内にあるもの」と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量以内であることを規定している。なお、当該規定は、高圧ガス設備等に設置されている圧力計の精度確認の周期を意味するものではない。</p>